



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。



平成24年2月増刊号

最低保障年金とは何だったのか

2月10日、民主党の新年金制度財政試算が発表された。マニフェストの目玉の一つ「最低保障年金」についてその概要が一定程度わかるということでも注目された。

民主党の2009マニフェストでは「消費税を財源とする『最低保障年金』を創設し、すべての人が(月額)7万円以上の年金を受け取れるようにする」と明記。これに期待して投票した人は多い。



2012年2月11日撮影

ところが、この日の発表・記者会見を聞く限り、①すべての人に7万円の最低保障年金が支給されるわけではない②完全実施は40年以上後③自営業者の保険料の大幅増。

これでは国民は納得しない。①マニフェストには「すべての人が」「受けとれる」と明記してある。現行制度でも満額納めれば約6万5千円受給できる。

とりあえず財政破たんを防ぐために、消費税を2010年に10%(←5%)に引き上げ、さらに、この年金改正とも言えないような「改正」のために7%以上も消費税を引き上げるとは。もともと弱者に厳しい消費税増税を、安易にその財源とするのもおかしい。

「すべての予算を組み替え、子育て・教育、年金・医療、地域主権、雇用・経済に、税金を集中的に使」(民主党2009マニフェスト)ってほしいと思う。



2012年2月11日撮影



2012年2月11日撮影

早くも開催日程決定！さらにパワーアップ！！

服部事務所 知っ得情報説明会

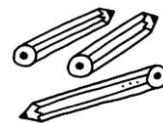
- とき 6月13日(水) 午後1時30分
 - ところ 米子コンベンションセンター
- 今年も皆様のお役に立つ情報満載です。
ぜひご期待ください！

労働保険事務組合委託事業主の方へ

労働保険料3期分納付についてのお礼

おかげさまで労働保険料(3期分)を
完納することができました。

ご協力ありがとう
ございました。



新たな雇い入れ・優秀な人材の確保・働きやすい職場環境の整備など 助成金制度等の活用を検討されてみませんか？

雇用保険適用事業所の事業主の方に対して支給される助成金等がいくつかあります。例えば…

◆新たな雇い入れに対する助成金として

3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(高校・大学等卒業3年以内の人の雇い入れ・1人最大80万円)

若年者等正規雇用化特別奨励金(年長フリーター等の雇い入れ・1人最大100万円)

特定求職者雇用開発助成金(60歳以上の人や母子家庭の母等の雇い入れ・1人最大90万円)

高齢者雇用開発特別奨励金(65歳以上の人等の雇い入れ・1人最大90万円)

◆雇用の維持等に対して

定年引上げ等奨励金(定年を70歳以上に引き上げ又は定年の廃止・80万円～)

雇用を増やした企業に対する税制優遇制度(1年間で2名以上従業員数増の中小企業・1人20万円の税額控除)

このほかにもさまざまな助成金制度があり、これらの助成金等を受けようとする場合、いくつかの支給条件に当てはまる必要があります。

助成金の活用を検討される場合は、**事前のできるだけ早い時期に当事務所まで一度ご相談ください！**

健康保険料率・介護保険料率と雇用保険料率が改定されます

■健康保険料率・介護保険料率【平成24年3月分保険料(4月末納入期限分)から変更】

■介護保険該当者(40歳～64歳) ⇒ 1,000分の57.65【被保険者負担】

■介護保険該当者(上記以外) ⇒ 1,000分の49.9【被保険者負担】

※厚生年金保険料は変更ありません

●雇用保険料率【平成24年4月1日から変更】

●一般の事業→1,000分の5 ●建設の事業→1,000分の6【被保険者負担】

不明な点は当事務所まで
お問い合わせください